



10月19日(日)は、 「八雲町長」「八雲町議会議員」選挙の投票日です

◆投票に関する事などについて◆

【投票するには】

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。また、選挙人名簿に登録されていても選挙期日の前日（10月18日）までに転出（住所異動）した場合は、投票することができません。選挙人名簿の登録・抹消要件は次のとおりです。

～選挙人名簿の登録・抹消要件～

基準日（10月13日）において、町内に引き続き3か月以上住所を有する方で、次の2つの要件を満たした方が選挙人名簿に登録されます。

【年齢要件】 平成19年10月20日以前に生まれた方

【住所要件】 令和7年7月13日以前に転入届出をされた方

次の方が選挙人名簿から抹消されます。

【抹消要件】 令和7年6月18日以前に転出（住所異動）された方

【投票入場券について】

投票入場券は、10月8日、9日、10日の3日間で配達される予定です。

※やむを得ず投票入場券がない場合でも投票することができます。

【期日前投票をご利用ください】

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期日前投票ができる期間】 10月15日(水)から10月18日(土)までの4日間

※八雲総合病院は10月15日(水)から10月17日(金)までの3日間

【期日前投票ができる場所および時間】

投票場所		時 間
(1)役場2階	第1会議室	午前8時30分から午後8時まで
(2)熊石総合支所1階	町民ギャラリー	午前8時30分から午後6時まで
(3)落部支所1階	事務室	午前8時30分から午後5時まで
(4)八雲町公民館1階	ロビー	午前8時30分から午後6時まで
(5)八雲総合病院5階	講堂	午前9時から午後3時まで

※役場にお越しの方で、身体の不自由な方や高齢者の方は、職員玄関（八雲小学校体育館側）から入り、エレベーターをご利用ください。

【不在者投票について】

○不在者投票ができる方

- ・長期出張などで他の市区町村に滞在している方
- ・不在者投票を行うことができる指定施設に入院・入所されている方

※町内の不在者投票を行うことができる指定施設は、次のとおりです。

八雲総合病院、コミュニティホーム八雲、熊石国保病院、厚生園、くまいし荘、ケアハウスなのはな、ケアハウスひまわり

○不在者投票の請求方法

- ・長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八雲町選挙管理委員会に投票用紙等の請求手続きを行ってください。（不在者投票を行う場所と時間は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。）
- ・不在者投票ができる指定施設に入院・入所されている方は、施設の長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日以前でも行えますので、お早めに手続きをお願いします。